令和８年度旭川市農業委員会８回総会議事録

１　開催日　　令和８年１０月２３日（金曜日）

２　開催時間　　午後１時３０分開会　　午後１時４５分閉会

３　開催場所　　旭川市総合庁舎７階 大会議室Ａ

４　出席委員　　２４名

１番　佐藤　絢也	２番　髙橋　一政	３番　請川　幹恭	４番　吉本　　要
５番　山中　泰典	６番　荒井　尚美	７番　市田　敏行	８番　小竹　一茂
９番　楠　　栄	１０番　北原　浩美	１１番　小出　範之	１２番　吉田　豪人
１３番　平田　康則	１４番　中島　　張		１６番　橋本　幸博
１７番　廣田　健太郎	１８番　鈴木　正敏	１９番　北邑　英治	２０番　松原　　朗
２１番　湯浅　光二		２３番　廣瀬　康行	２４番　前田　靖雄
	２６番　山田　　孝	２７番　佐藤　慎二	

５　欠席委員　　１５番　千代　　圭　　２２番　石尾　卓也　　２５番　只石　博幸

６　事務局職員　　林事務局長　　有馬事務局次長　　西村副主幹
渡邉（永）主査　　川原主任　　御前

７　農政部農政課職員　　岡田主査

８　傍聴人　　なし

９　議事録署名委員　　７番　市田　敏行　　８番　小竹　一茂

１０　議事内容

(1) 議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
(2) 議案第２号　農用地利用集積等促進計画を定めるべきことの要請について
(3) 議案第３号　現地目証明願について（審議）
(4) 議案第４号　旭川農業振興地域整備計画について
(5) 報告第１号　農地法第３条の３の規定による届出について
(6) 報告第２号　農地所有適格法人の報告について
(7) 報告第３号　農地法第１８条の規定による通知について
(8) 報告第４号　現地目証明願について（専決）

１１　議事

○議　長（山田　　孝）　ただいまから、令和８年度旭川市農業委員会第８回総会を開会いたします。

本日の出席委員数は２４名であります。

農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定に基づき、在任する委員の過半数に達しておりますので、本会は成立いたしております。

欠席委員の詳細につきまして、事務局から報告いたします。

○事務局（有馬次長）　御報告申し上げます。本日の総会に、１５番千代委員、２２番石尾委員、２５番只石委員から、欠席する旨の届出がございました。

以上でございます。

○議　長（山田　　孝）　それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。

７番市田委員、８番小竹委員の両委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

また、議事についての発言の際は、議席番号を告げてから御発言願います。

○議　長（山田　　孝）　それでは、議事に入ります。

日程第１議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹）　日程第１議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」を御説明いたします。

議案書の該当ページは１ページないし３ページでございます。

御審議いただきますのは、所有権移転が４件、賃貸借権の設定が１件の合計５件でございます。

地区の内訳は、所有権移転が、永山地区１件、江神地区１件、東旭川地区２件、賃貸借権の設定が、永山地区１件となっております。

番号１番ないし４番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に売却し、譲受人が経営規模拡大を図る案件でございます。

番号５番につきましては、貸主が所有する農地を借主に貸付け、借主が新規に就農して農業に精励する案件でございます。

いずれも、議案補足資料１ページないし５ページの農地法第３条調査書のとおり、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上でございます。

○議　長（山田　　孝）　それでは、議案第１号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委　員　（意見なし。）

○議　長（山田　　孝）　それでは、議案第１号について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。

○議　長（山田　　孝）　続きまして、日程第２議案第２号「農用地利用集積等促進計画を定めるべきことの要請について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（御前）　日程第２議案第２号「農用地利用集積等促進計画を定めるべきことの要請について」を御説明いたします。
議案書の該当ページは５ページないし８ページ、議案補足資料は６ページでございます。
御審議いただきますのは、所有権移転が７件でございます。利用権設定につきましては、今回上程はございません。
地区の内訳及び面積につきましては、永山地区４件、東旭川地区３件で、合わせて１６．７０ha でございます。
内容につきましては、即売りタイプが４件、貸付タイプの買入・売渡・賃貸借がそれぞれ１件となっております。
なお、議案補足資料には、計画ごとの価格協議の有無や決定した売買金額等を掲載しておりますので、合わせて御確認ください。
以上でございます。

○議　長（山田　　孝）　それでは、議案第２号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委　員　（意見なし。）

○議　長（山田　　孝）　それでは、議案第２号について「異議なし」と認め、議案のとおり決定いたします。

○議　長（山田　　孝）　続きまして、日程第３議案第３号「現地目証明願について（審議）」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（川原主任）　日程第３議案第３号「現地目証明願について（審議）」を御説明いたします。議案書の該当ページは９ページでございます。

永山地区で１件、江神地区で２件の合計３件の願出がありました。
願出地の所在地区を担当する調査委員による現地調査の結果、現況は願出のとおり農採地以外であることを確認いたしました。

以上でございます。

○議　長（山田　　孝）　それでは、議案第３号について審議願います。

御意見、御質問はございませんか。

○委　員　（意見なし。）

○議　長（山田　　孝）　それでは、議案第３号について「異議なし」と認め、議案のとおり決定いたします。

○議　長（山田　　孝）　続きまして、日程第４議案第４号「旭川農業振興地域整備計画について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（御前）　日程第４議案第４号「旭川農業振興地域整備計画について」を御説明いたします。議案書の該当ページは１１ページないし１５ページ、補足資料の該当ページは７ページないし２９ページでございます。

市町村が行う農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第３条の２の規定に基づき、旭川市長から意見を求められているものでございます。

農用地利用計画の変更につきまして、農用地区域への編入が６件、農用地区域からの除外が６件、旭川農業振興地域整備計画（マスタープラン）の変更につきまして１件の合計１３件の変更案となっています。

なお、議案に記載されています現況地目は農業振興地域の整備に関する法律に基づいたものであり、農地法の現況主義に基づいた農地台帳上の現況地目とは異なるものであります。

以上でございます。

○議　長（山田　　孝）　ただいま事務局から説明がありましたが、この議案の中で、旭川市農業委員会規則第１２条の議事参与の制限がある案件がございますので、先に審議いたします。

番号５番につきましては、小竹委員に関係がありますので、小竹委員は発言及び表決についてはお控え願います。

それでは、事務局から説明いたします。

○事務局（御前）　議案書１２ページの番号５番につきましては、大区画化等加速化支援事業のため、農用地区域への編入となる案件でございます。

以上でございます。

○議　長（山田　　孝）　それでは、番号５番について審議願います。

御意見、御質問はございませんか。

委　員　（意見なし。）

○議　長（山田　　孝）　それでは、番号５番について「異議なし」と認め、計画の変更案は妥当である旨を旭川市長に回答することに決定をいたします。

引き続き、他の案件について審議を求めます。

事務局から説明いたします。

○事務局（御前）　番号１番ないし３番につきましては、今後、農地移動適正化あっせん事業による売買が見込まれていることから、農用地区域への編入となる案件でございます。

番号４番及び６番につきましては、大区画化等加速化支援事業のため、農用地区域への編入となる案件でございます。

番号７番につきましては、農家住宅建設のため、農用地区域からの除外となる案件でございます。

番号８番及び９番につきましては、事業拡張のため、農用地区域からの除外及び用途区分の変更となる案件でございます。

番号１０番ないし１２番につきましては、山林原野化していることから、経済事情の変動その他情勢の推移のため、農用地区域からの除外となる案件でございます。

続いて、旭川農業振興地域整備計画（マスタープラン）の変更につきましては、番号７番に係る農家住宅建設に伴う転用を行うための案件でございます。

以上でございます。

○議　長（山田　　孝）　それでは、議案第４号について審議願います。

御意見、御質問はございませんか。

○委　員　（意見なし。）

○議　長（山田　　孝）　それでは、議案第４号について「異議なし」と認め、計画の変更案は妥当である旨を旭川市長に回答することに決定をいたします。

○議　長（山田　　孝）　引き続き、報告案件について進めてまいります。

日程第５報告第１号「農地法第３条の３の規定による届出について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（川原主任）　日程第５報告第１号「農地法第３条の３の規定による届出について」を御説明いたします。議案書の該当ページは１７ページないし２０ページでございます。

本件につきましては、報告対象期間中に９件の届出があり、届出の内容は、全件が相続による所有権の移転でございました。

なお、地区ごとの内訳につきましては、東鷹栖地区２件、永山地区４件、西神楽地区１件、東旭川地区２件となっております。

これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第７条第１項第２号に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議　長（山田　　孝）　ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委　員　（意見なし。）

○議　長（山田　　孝）　それでは、報告第１号を終わります。

○議　長（山田　　孝）　次に、日程第６報告第２号「農地所有適格法人の報告について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹）　日程第６報告第２号「農地所有適格法人の報告について」を御説明いたします。議案書の該当ページは２１ページ、議案補足資料は３０ページでございます。

本件につきましては、報告対象の期間中に１件の法人から報告書の提出がありました。この法人につきまして、補足資料の「農地所有適格法人要件確認書」のとおり、農地所有適格法人としての要件を満たしていることを確認いたしました。

以上でございます。

○議　長（山田　　孝）　ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委　員　　（意見なし。）

○議　長（山田　　孝）　それでは、報告第２号を終わります。

○議　長（山田　　孝）　次に、日程第７報告第３号「農地法第１８条の規定による通知について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（渡邉（永）主査）　日程第７報告第３号「農地法第１８条の規定による通知について」を御説明いたします。議案書の該当ページは２３ページないし２５ページでございます。

本件につきましては、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が、永山地区２件、東旭川地区３件、合計５件ございました。

これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第７条第１項第２号に基づき、事務局長専決処理したことを御報告いたします。

以上でございます。

○議　長（山田　　孝）　ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委　員　　（意見なし。）

○議　長（山田　　孝）　それでは、報告第３号を終わります。

○議　長（山田　　孝）　次に、日程第８報告第４号「現地目証明願について（専決）」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹）　日程第８報告第４号「現地目証明願について（専決）」を御説明いたします。議案書の該当ページは２７ページ及び２８ページでございます。

本件は、報告対象の期間中に、市街化区域内の土地における現地目証明の願出が８件あり、事務局で確認しましたところ、現況は全て農採地以外でございました。

これらにつきまして、現地目証明事務処理要領第１２条及び旭川市農業委員会事務局規程第７条第１項第５号に基づき、事務局長専決により証明書を発行したことを御報告いたします。

以上でございます。

○議　長（山田　　孝）　ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委　員　（意見なし。）

○議　長（山田　　孝）　それでは、報告第４号を終わります。

○議　長（山田　　孝）　以上で、本日の提出案件審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和８年度旭川市農業委員会第８回総会を閉会いたします。

以上のとおり会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

署名委員　市田敏彰

署名委員　小竹一茂